

参考資料

令和6年第1回三豊市議会定例会 提出議案(条例等関係)新旧対照表

	ページ番号
・議案第30号関係 (三豊市地域交流館荘内の設置に伴う関係条例の整備について)	3
・議案第31号関係 (地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理について)	4
・議案第32号関係 (三豊市公告式条例の一部改正について)	5
・議案第33号関係 (三豊市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について)	6
・議案第34号関係 (三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び三豊市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について)	7
・議案第35号関係 (ふるさと三豊応援寄附条例の一部改正について)	11
・議案第36号関係 (三豊市企業立地促進条例の一部改正について)	12
・議案第37号関係 (三豊市介護保険条例の一部改正について)	13
・議案第38号関係 (三豊市手数料条例の一部改正について)	15
・議案第39号関係 (三豊市詫間町老人いきいの家条例の一部改正について)	16

	ページ番号
議案第40号関係 （三豊市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について）	17
・議案第41号関係 （三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部改正について）	20
・議案第43号関係 （香川縣市町総合事務組合理約の一部変更について）	21

【議案第30号関係】

三豊市地域交流館荘内の設置に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市地域交流館条例(令和5年三豊市条例第1号) 一部改正

改正後	改正前												
別表第1(第2条関係)	別表第1(第2条関係)												
<table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>三豊市地域交流館大見</td><td>三豊市三野町大見甲3078番地4</td></tr> <tr> <td><u>三豊市地域交流館荘内</u></td><td><u>三豊市詫間町大浜甲1633番地36</u></td></tr> </table>	名称	位置	三豊市地域交流館大見	三豊市三野町大見甲3078番地4	<u>三豊市地域交流館荘内</u>	<u>三豊市詫間町大浜甲1633番地36</u>	<table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>三豊市地域交流館大見</td><td>三豊市三野町大見甲3078番地4</td></tr> </table>	名称	位置	三豊市地域交流館大見	三豊市三野町大見甲3078番地4		
名称	位置												
三豊市地域交流館大見	三豊市三野町大見甲3078番地4												
<u>三豊市地域交流館荘内</u>	<u>三豊市詫間町大浜甲1633番地36</u>												
名称	位置												
三豊市地域交流館大見	三豊市三野町大見甲3078番地4												
別表第2(第5条関係)	別表第2(第5条関係)												
三豊市地域交流館大見 略 <u>三豊市地域交流館荘内</u>	三豊市地域交流館大見 略												
(単位:円)													
<table border="1"> <tr> <th>時間区分</th><th>午前8時30分から午後10時まで</th></tr> <tr> <td>施設区分</td><td>1時間当たり</td></tr> <tr> <td>第1会議室</td><td>200</td></tr> <tr> <td>第2会議室</td><td>100</td></tr> <tr> <td>第3会議室</td><td>100</td></tr> <tr> <td>調理室</td><td>200</td></tr> </table>	時間区分	午前8時30分から午後10時まで	施設区分	1時間当たり	第1会議室	200	第2会議室	100	第3会議室	100	調理室	200	
時間区分	午前8時30分から午後10時まで												
施設区分	1時間当たり												
第1会議室	200												
第2会議室	100												
第3会議室	100												
調理室	200												
備考													
<u>1 冷暖房料を含む。</u> <u>2 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。</u> <u>3 市の区域外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。</u> <u>4 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。</u> <u>5 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。</u>													

【第2条関係】 三豊市出張所設置条例(平成18年三豊市条例第10号) 一部改正

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
三豊市荘内浦島出張所	<u>三豊市詫間町大浜甲1633番地36</u>	詫間町大浜地区、詫間町積地区、詫間町箱地区、詫間町生里地区	三豊市荘内浦島出張所	<u>三豊市詫間町大浜甲1891番地1</u>	詫間町大浜地区、詫間町積地区、詫間町箱地区、詫間町生里地区
略			略		

【議案第31号関係】

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市監査委員条例(平成18年三豊市条例第37号) 一部改正

改正後	改正前
(請求又は要求に基づく監査等) 第6条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の8第3項の規定による監査の請求又は第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日の翌日から起算して60日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。 2 略	(請求又は要求に基づく監査等) 第6条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の2第3項の規定による監査の請求又は第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日の翌日から起算して60日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。 2 略

【第2条関係】 三豊市病院事業の設置等に関する条例(平成18年三豊市条例第245号) 一部改正

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

【議案第32号関係】

三豊市公告式条例(平成18年三豊市条例第3号) 一部改正 新旧対照表(抄)

【第1条関係】

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
	揭示場	位置		揭示場	位置
	略			略	
5	三豊市詫間支所掲 示場	<u>三豊市詫間町詫間1338番地1 27</u>	5	三豊市詫間支所掲 示場	<u>三豊市詫間町詫間1338番地1 3</u>
	略			略	

【第2条関係】

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
	揭示場	位置		揭示場	位置
	略			略	
5	三豊市詫間支所掲 示場	<u>三豊市詫間町詫間1338番地1 3</u>	5	三豊市詫間支所掲 示場	<u>三豊市詫間町詫間1338番地1 27</u>
	略			略	

【議案第33号関係】

三豊市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年三豊市条例第35号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略 <u>(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> <u>(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u> (個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は三豊市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。 2 略 3 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 略	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は三豊市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。 2 略 3 市長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 略

【議案第34号関係】

三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び三豊市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例 新旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年三豊市条例第3号) 一部改正

改正後	改正前
(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第15条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、それぞれその日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。 2・3 略 4 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の140</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者がフルタイム会計年度任用職員として勤務した期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 5・6 略	(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第15条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、それぞれその日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。 2・3 略 4 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者がフルタイム会計年度任用職員として勤務した期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 5・6 略

【第2条関係】 三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 一部改正

改正後	改正前
(会計年度任用職員の給与) 第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。 2・3 略 (フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第15条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、それぞれその日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日。<u>次条第1項において同じ。</u>)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は	(会計年度任用職員の給与) 第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>及び期末手当</u>をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬<u>及び期末手当</u>をいう。 2・3 略 (フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第15条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、それぞれその日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日 _____)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は

死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。

2・3 略

- 4 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5

を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者がフルタイム会計年度任用職員として勤務した期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

5・6 略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第15条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

3 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に当該フルタイム会計年度任用職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき地域手当の月額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合、期間率、勤務期間の算定、支給制限及び支給の一時差止めについては、常勤職員の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第23条 第15条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条及び次条において同じ。)について準用する。この場合において、同条第5項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職

死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。

2・3 略

- 4 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の140を乗じて

得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者がフルタイム会計年度任用職員として勤務した期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

5・6 略

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第23条 第15条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、同条第5項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職

し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第23条の2 第15条の2の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。
この場合において、同条第4項中「それぞれその基準日現在においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

【第3条関係】 三豊市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成18年三豊市条例第62号) 一部改正

改正後	改正前
(会計年度任用技能労務職員の給与) 第4条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される職員(次項において「会計年度任用技能労務職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される職員 給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、 <u>期末手当及び勤勉手当</u> (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される職員 給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、 <u>期末手当及び勤勉手当</u> 2 略	(会計年度任用技能労務職員の給与) 第4条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される職員(次項において「会計年度任用技能労務職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される職員 給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当 <u>及び期末手当</u> (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される職員 給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当 <u>及び期末手当</u> 2 略

【附則第4項関係】 三豊市職員の育児休業等に関する条例(平成18年三豊市条例第51号) 一部改正

改正後	改正前
(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(4) 略 (5) 非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(<u>以下「会計年度任用職員」という。</u>))を含む。以下同じ。)であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員 ア・イ 略	(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(4) 略 (5) 非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員 _____)を含む。以下同じ。)であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員 ア・イ 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(3) 略 (4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障がいにより当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。 (5)～(7) 略 (育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「給与条例」という。)第26条第1項に規定するそれぞれの基準日(以下「基準日」という。)に育児休業をしている職員(非常勤職員(会計年度任用職員を除く。))を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。 2 略 (育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情) 第8条の3 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(3) 略 (4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障がいにより当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。 (5)～(7) 略	(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(3) 略 (4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。 (5)～(7) 略 (育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「給与条例」という。)第26条第1項に規定するそれぞれの基準日(以下「基準日」という。)に育児休業をしている職員(非常勤職員(会計年度任用職員を除く。))を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。 2 略 (育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情) 第8条の3 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(3) 略 (4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。 (5)～(7) 略
--	--

【議案第35号関係】

ふるさと三豊応援寄附条例(平成20年三豊市条例第35号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後	改正前
(寄附金の使途の指定) 第3条 寄附者は、その寄附金を<u>三豊市総合計画に掲げるまちづくりの目標を実現するために行う事業として</u>市長が定めるもの(以下「対象事業」という。)のいずれかに充てるかを、あらかじめ指定することができる。 <u>2 対象事業は、次のとおりとする。</u> (1) <u>【産業・交流】にぎわいが地域を元気にするまちに関する事業</u> (2) <u>【教育・文化・人権】知・体・心を育み、自分らしく暮らせるまちに関する事業</u> (3) <u>【健康・福祉・医療】子どもが健やかに育ち、生涯笑顔で過ごせるまちに関する事業</u> (4) <u>【暮らし】人と自然が守られる定住のまちに関する事業</u> (5) <u>市民が可能性を切り開くまちづくりに関する事業</u> (6) <u>効率的で健全な行財政運営に関する事業</u> (7) <u>その他市長が必要と認める事業</u> <u>3 対象事業の指定がない寄附金については、市長が対象事業を指定する。</u> (基金への積立て) 第6条 寄附者から收受した寄附金は、基金に<u>積み立てる</u>ものとする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があるとき、寄附金を基金に積み立てることなく、対象事業に充てることができる。</u> (処分) 第10条 市長は、次に掲げる経費に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。 (1) _____ 対象事業に要する経費 (2) 寄附者への返礼品の贈呈、サービスの提供等ふるさと納税制度の運用に要する経費	(寄附金の使途の指定) 第3条 寄附者は、その寄附金を<u>次に掲げるまちづくりの目標を実現するために行う事業であって</u> _____ 市長が定めるもの(以下「対象事業」という。)のいずれかに充てるかを、あらかじめ指定することができる。 (1) <u>ふるさとの教育、子育て支援等に関する事業</u> (2) <u>ふるさとの自然環境保全に関する事業</u> (3) <u>ふるさとの父母のための福祉に関する事業</u> (4) <u>ふるさとのスポーツ・文化振興に関する事業</u> (5) <u>ふるさとのにぎわい創出に関する事業</u> (6) <u>その他市長が必要と認める事業</u> (基金への積立て) 第6条 寄附者から收受した寄附金は、基金に<u>積立てる</u>ものとする。 (処分) 第10条 市長は、次に掲げる経費に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。 (1) <u>第3条に規定する</u>対象事業に要する経費 (2) 寄附者への返礼品の贈呈、サービスの提供等ふるさと納税制度の運用に要する経費

【議案第36号関係】

三豊市企業立地促進条例(平成23年三豊市条例第2号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後	改正前
(奨励金の交付) 第4条 市長は、前条第1項の指定を受けた企業(以下「指定企業」という。)に対し、予算の範囲内において、規則で定めるところにより算出した額の奨励金を交付することができる。この場合において、同項の指定を受けた一の製造業施設等につき奨励金の交付期間は<u>8年間</u>とし、当該<u>8年間</u>における奨励金の総額は、<u>5億円</u>を限度とする。 2・3 略	(奨励金の交付) 第4条 市長は、前条第1項の指定を受けた企業(以下「指定企業」という。)に対し、予算の範囲内において、規則で定めるところにより算出した額の奨励金を交付することができる。この場合において、同項の指定を受けた一の製造業施設等につき奨励金の交付期間は<u>3年間</u>とし、当該<u>3年間</u>における奨励金の総額は、<u>2億円</u>を限度とする。 2・3 略

【議案第37号関係】

三豊市介護保険条例(平成18年三豊市条例第137号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後	改正前
(保険料率) 第2条 <u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>32,800円</u> (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>49,400円</u> (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>49,700円</u> (4)～(9) 略 <u>(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 136,800円</u> <u>(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 151,200円</u> <u>(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 165,600円</u> <u>(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 172,800円</u> 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>2万600円</u>とする。 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>3万5,000円</u>とする。 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>4万9,400円</u>とする。 (賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合) 第4条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。 2 略 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者のうち(1)に該当する者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、<u>第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当	(保険料率) 第2条 <u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>36,000円</u> (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>54,000円</u> (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>54,000円</u> (4)～(9) 略 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>2万1,600円</u>とする。 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>3万6,000円</u>とする。 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>5万400円</u>とする。 (賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合) 第4条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。 2 略 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者のうち(1)に該当する者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ <u>又は第8号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当

該第1号被保険者に係る保険料の額と該当するに至った日の属する月から令 <u>第38条第1項第1号から第12号まで</u> のいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。 4 略 (保険料の徴収猶予) 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、保険料の納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収を猶予することができる。 (1) 略 (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な<u>障がい</u>を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 (3)・(4) 略 2 略 (保険料の減免) 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。 (1) 略 (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な<u>障がい</u>を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 (3)～(5) 略 2・3 略	該第1号被保険者に係る保険料の額と該当するに至った日の属する月から令 <u>第38条第1項第1号から第8号まで</u> のいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。 4 略 (保険料の徴収猶予) 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、保険料の納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収を猶予することができる。 (1) 略 (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な<u>障害</u>を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 (3)・(4) 略 2 略 (保険料の減免) 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。 (1) 略 (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な<u>障害</u>を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 (3)～(5) 略 2・3 略
---	--

【議案第38号関係】

三豊市手数料条例(平成18年三豊市条例第71号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後				改正前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
区分	手数料の名称等	手数料の額		区分	手数料の名称等	手数料の額	
略				略			
介護保険	略			介護保険	略		
	介護保険法第79条の2第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に係る手数料	1件につき	10,000		介護保険法第79条の2第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に係る手数料	1件につき	10,000
	介護保険法第115条の22第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の申請に係る手数料	1件につき	10,000				
	介護保険法第115条の31において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に係る手数料	1件につき	10,000				
略				略			
略				略			

【議案第39号関係】

三豊市詫間町老人いこいの家条例(平成18年三豊市条例第125号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後	改正前										
<u>(名称及び位置)</u> <u>第2条 いこいの家の名称及び位置は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 名称 三豊市詫間町志々島老人いこいの家</u> <u>(2) 位置 三豊市詫間町志々島394番地2</u> (利用者の義務) 第5条 利用者は、いこいの家の利用に当たっては、公衆道徳を重んじ、市長の指示に従わなければならない。 2 略 3 利用者は、故意又は過失によりいこいの家の施設設備及び器具等を<u>毀損し</u>、又は滅失したときは、利用者においてこれを原状に復し、又は市長の定める損害額を賠償しなければならない。	<u>(名称及び位置)</u> <u>第2条 いこいの家の名称及び位置は、次のとおりとする。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三豊市詫間町第4分館老人いこいの家</td><td>三豊市詫間町詫間4233番地2</td></tr> <tr> <td>三豊市詫間町大浜老人いこいの家</td><td>三豊市詫間町大浜甲1653番地</td></tr> <tr> <td>三豊市詫間町箱浦老人いこいの家</td><td>三豊市詫間町箱551番地1</td></tr> <tr> <td>三豊市詫間町志々島老人いこいの家</td><td>三豊市詫間町志々島394番地2</td></tr> </tbody> </table> (利用者の義務) 第5条 利用者は、いこいの家の利用に当たっては、公衆道徳を重んじ、市長の指示に従わなければならない。 2 略 3 利用者は、故意又は過失によりいこいの家の施設設備及び器具等を<u>き損し</u>、又は滅失したときは、利用者においてこれを原状に復し、又は市長の定める損害額を賠償しなければならない。	名称	位置	三豊市詫間町第4分館老人いこいの家	三豊市詫間町詫間4233番地2	三豊市詫間町大浜老人いこいの家	三豊市詫間町大浜甲1653番地	三豊市詫間町箱浦老人いこいの家	三豊市詫間町箱551番地1	三豊市詫間町志々島老人いこいの家	三豊市詫間町志々島394番地2
名称	位置										
三豊市詫間町第4分館老人いこいの家	三豊市詫間町詫間4233番地2										
三豊市詫間町大浜老人いこいの家	三豊市詫間町大浜甲1653番地										
三豊市詫間町箱浦老人いこいの家	三豊市詫間町箱551番地1										
三豊市詫間町志々島老人いこいの家	三豊市詫間町志々島394番地2										

【議案第40号関係】

三豊市道路の構造の技術的基準等に関する条例(平成24年三豊市条例第35号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(15) 略 <u>(16) 自転車通行帯 自転車を安全かつ円滑に行わせるために設けられる帯状の車道の部分をいう。</u> <u>(17)～(23) 略</u> <u>(24) 視距</u> 車線(車線を有しない道路にあっては、車道<u>(自転車通行帯を除く。)</u>)。以下この号において同じ。)の中心線上1.2メートルの高さから当該車線の中心線上にある高さ10センチメートルの物の頂点を見通すことができる距離を、当該車線の中心線に沿って測った長さをいう。 (車線等) 第4条 車道(副道、停車帯、<u>自転車通行帯</u>その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。 2～4 略 5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道<u>(自転車通行帯を除く。)</u>の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭^{さく}窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。 (副道) 第6条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が4以上である第3種又は第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。 2 副道<u>(自転車通行帯を除く。)</u>の幅員は、4メートルを標準とするものとする。 (停車帯) 第8条 略 <u>(自転車通行帯)</u> <u>第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)</u><u>には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)</u><u>に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u>	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(15) 略 <u>(16)～(22) 略</u> <u>(23) 視距</u> 車線(車線を有しない道路にあっては、車道_____。以下この号において同じ。)の中心線上1.2メートルの高さから当該車線の中心線上にある高さ10センチメートルの物の頂点を見通すことができる距離を、当該車線の中心線に沿って測った長さをいう。 (車線等) 第4条 車道(副道、停車帯_____その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。 2～4 略 5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道_____の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭^{さく}窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。 (副道) 第6条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が4以上である第3種又は第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。 2 副道_____の幅員は、4メートルを標準とするものとする。 (停車帯) 第8条 略

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 略

(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 略

(歩道)

第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 略

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路

には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路

(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 略

(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 略

(歩道)

第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 略

(待避所) 第31条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。 (1)・(2) 略 (3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、5メートル以上とすること。 (小区間改築の場合の特例) 第40条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第8条、<u>第8条の2</u>、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条、<u>第8条の2</u>、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項、次条第1項及び第2項並びに第42条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。	(待避所) 第31条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。 (1)・(2) 略 (3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道_____の幅員は、5メートル以上とすること。 (小区間改築の場合の特例) 第40条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第8条_____,第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条_____,第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項、次条第1項及び第2項並びに第42条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。
---	--

【議案第41号関係】

三豊市市営住宅設置及び管理条例(平成18年三豊市条例第202号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後						改正前					
別表(第3条関係)						別表(第3条関係)					
1 公営住宅						1 公営住宅					
高瀬地区～豊中地区 略						高瀬地区～豊中地区 略					
詫間地区						詫間地区					
名称	建設年 度	位置	構造	戸 数	備考	名称	建設年 度	位置	構造	戸 数	備考
略						略					
的場 団地	昭和36 年度	詫間町詫間339 番地	木造平 屋建	<u>1</u>		的場 団地	昭和36 年度	詫間町詫間339 番地	木造平 屋建	<u>2</u>	
略						略					
仁尾地区						仁尾地区					
名称	建設年 度	位置	構造	戸 数	備考	名称	建設年 度	位置	構造	戸 数	備考
薦見 団地	昭和28 年度	仁尾町仁尾丁14 52番地41	木造瓦 葺平屋 建	<u>4</u>		薦見 団地	昭和28 年度	仁尾町仁尾丁14 52番地41	木造瓦 葺平屋 建	<u>6</u>	
略						略					
財田地区 略						財田地区 略					
2～4 略						2～4 略					

【議案第43号関係】

香川県市町総合事務組合同約(平成16年香川県知事許可16自振第18114号) 一部変更 新旧対照表
(抄)

変更後 (案)	現 行
(組合を組織する地方公共団体) 第2条 組合は、別表第1に掲げる市町、一部事務組合及び <u>広域連合</u> (以下「構成団体」という。)をもって組織する。 別表第1 善通寺市 観音寺市 さぬき市 東かがわ市 三豊市 土庄町 小豆島町 三木町 直島町 宇多津町 綾川町 琴平町 多度津町 まんのう町 まんのう町外二ケ市町 (十郷地区) 山林組合 まんのう町外三ケ市町(七箇地区) 山林組合 伝法川防災溜池事業組合 三豊総合病院 企業団 香川県 <u>三豊市</u> 学校組合 香川県中部ボート レーン事業組合 仲多度南部消防組合 大川広域行政組 合 さぬき市・三木町山林組合 東かがわ市外一市一町 組合 三観広域行政組合 小豆地区広域行政事務組合 中讃広域行政事務組合 香川県東部清掃施設組合 三 木・長尾葬斎組合 小豆島中央病院企業団 香川県市町 総合事務組合 香川県後期高齢者医療広域連合	(組合を組織する地方公共団体) 第2条 組合は、別表第1に掲げる市町、一部事務組合及び <u>財産区</u> (以下「構成団体」という。)をもって組織する。 別表第1 善通寺市 観音寺市 さぬき市 東かがわ市 三豊市 土庄町 小豆島町 三木町 直島町 宇多津町 綾川町 琴平町 多度津町 まんのう町 まんのう町外二ケ市町 (十郷地区) 山林組合 まんのう町外三ケ市町(七箇地区) 山林組合 伝法川防災溜池事業組合 三豊総合病院 企業団 香川県 <u>三豊市</u> 学校組合 香川県中部ボート レーン事業組合 仲多度南部消防組合 大川広域行政組 合 さぬき市・三木町山林組合 東かがわ市外一市一町 組合 三観広域行政組合 小豆地区広域行政事務組合 中讃広域行政事務組合 香川県東部清掃施設組合 三 木・長尾葬斎組合 小豆島中央病院企業団 香川県市町 総合事務組合 香川県後期高齢者医療広域連合 <u>西村財</u> <u>産区</u> <u>草壁財産区</u> <u>安田財産区</u> <u>苗羽財産区</u> <u>坂手財産</u> <u>区</u> <u>福田財産区</u> <u>土庄町大鐔財産区</u> <u>土庄町大部財産区</u> <u>三木町下高岡財産区</u> <u>三木町氷上財産区</u> <u>三木町田中財</u> <u>産区</u> <u>三木町神山財産区</u> <u>三木町井戸財産区</u> <u>粉所財産</u> <u>区</u> <u>羽床財産区</u> <u>陶財産区</u> <u>滝宮財産区</u> <u>美合第一財産</u> <u>区</u> <u>美合第二財産区</u> <u>美合第三財産区</u> <u>神野地区財産区</u> <u>吉野地区財産区</u> <u>琴平町五条財産区</u> <u>辻財産区</u> <u>神田財</u> <u>産区</u> <u>河内財産区</u> <u>財田大野財産区</u> <u>大見財産区</u> <u>下高</u> <u>瀬財産区</u> <u>桑山財産区</u> <u>比地大財産区</u>

別表第2

共同処理する事務	構成団体
略	
8 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条及び第70条の規定に基づく議会の議員その他非常勤の職員(右欄に掲げる市町にある財産区の議会の議員その他非常勤の職員を含む。)に係る公務災害又は通勤による災害補償に関する事務	さぬき市 東かがわ市 三豊市 土庄町 小豆島町 三木町 直島町 宇多津町 綾川町 琴平町 多度津町 まんのう町 まんのう町外二ケ市町(十郷地区) 山林組合 まんのう町外三ケ市町(七箇地区) 山林組合 伝法川防災溜池事業組合 三豊総合病院企業団 香川県 三豊市 学校組合 香川県中部ボートレース事業組合 仲多度南部消防組合 大川広域行政組合 さぬき市・三木町山林組合 東かがわ市外一市一町組合 三観広域行政組合 小豆地区広域行政事務組合 中讃広域行政事務組合 香川県東部清掃施設組合 三木・長尾葬斎組合 小豆島中央病院企業団 香川縣市町総合事務組合 香川県後期高齢者医療広域連合
略	

別表第3

選挙区	議員数	選挙区の構成団体
略		
5	1人	三豊市 香川県 三豊市 学校組合 観音寺市
6	1人	土庄町 伝法川防災溜池事業組合 小豆地区広域行政事務組合 小豆島中央病院企業団

別表第2

共同処理する事務	構成団体
略	
8 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条及び第70条の規定に基づく議会の議員その他非常勤の職員	さぬき市 東かがわ市 三豊市 土庄町 小豆島町 三木町 直島町 宇多津町 綾川町 琴平町 多度津町 まんのう町 まんのう町外二ケ市町(十郷地区) 山林組合 まんのう町外三ケ市町(七箇地区) 山林組合 伝法川防災溜池事業組合 三豊総合病院企業団 香川県 三豊市 学校組合 香川県中部ボートレース事業組合 仲多度南部消防組合 大川広域行政組合 さぬき市・三木町山林組合 東かがわ市外一市一町組合 三観広域行政組合 小豆地区広域行政事務組合 中讃広域行政事務組合 香川県東部清掃施設組合 三木・長尾葬斎組合 小豆島中央病院企業団 香川縣市町総合事務組合 香川県後期高齢者医療広域連合 西村財産区 草壁財産区 安田財産区 苗羽財産区 坂手財産区 福田財産区 土庄町大鐔財産区 土庄町大部財産区 三木町下高岡財産区 三木町氷上財産区 三木町田中財産区 三木町神山財産区 三木町井戸財産区 粉所財産区 羽床財産区 陶財産区 滝宮財産区 美合第一財産区 美合第二財産区 美合第三財産区 神野地区財産区 吉野地区財産区 琴平町五条財産区 辻財産区 神田財産区 河内財産区 財田大野財産区 大見財産区 下高瀬財産区 桑山財産区 比地大財産区
略	

別表第3

選挙区	議員数	選挙区の構成団体
略		
5	1人	三豊市 香川県 三豊市 学校組合 観音寺市 辻財産区 神田財産区 河内財産区 財田大野財産区 大見財産区 下高瀬財産区 桑山財産区 比地大財産区
6	1人	土庄町 伝法川防災溜池事業組合 小豆地区広域行政事務組合 小豆島中央病院企業団 土庄町大鐔財産区 土庄町大部財産区

7	1 人	小豆島町	7	1 人	小豆島町 西村財産区 草壁財産区 安田財産区 苗羽財産区 坂手財産区 福田財産区
8	1 人	三木町 三木・長尾葬斎組合	8	1 人	三木町 三木・長尾葬斎組合 三木町下高岡財産区 三木町氷上財産区 三木町田中財産区 三木町神山財産区 三木町井戸財産区
略			略		
1 1	1 人	綾川町	1 1	1 人	綾川町 松所財産区 羽床財産区 陶財産区 滝宮財産区
1 2	1 人	琴平町 香川県中部ボートレース事業組合 仲多度南部消防組合	1 2	1 人	琴平町 香川県中部ボートレース事業組合 仲多度南部消防組合 琴平町五条財産区
略			略		
1 4	1 人	まんのう町 まんのう町外二ケ市町（十郷地区）山林組合 まんのう町外三ケ市町（七箇地区）山林組合	1 4	1 人	まんのう町 まんのう町外二ケ市町（十郷地区）山林組合 まんのう町外三ケ市町（七箇地区）山林組合 美合第一財産区 美合第二財産区 美合第三財産区 神野地区財産区 吉野地区財産区
略			略		